

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則（規則第百五十五号）中一部改正

弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則（規則第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号イ中「及び次号」を「から第四号まで」に改め、同条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 法律相談サービス特別支援対象地域 地理的に一つのまとまりがあると認められる地域であつて、当該地域において法律事務所がなく、当該地域から最寄りの法律相談センターへのアクセス時間、当該地域における法律相談の需要等を総合的に考慮して、法律相談サービスを提供する特別な対策が必要と認められる地域をいう。

第四条第一項第一号イ中「又は第二種弁護士過疎地域」を「、第二種弁護士過疎地域又は法律相談サービス特別支援対象地域」に改め、同項に次の一号を加える。

六 法律相談サービス特別支援対象地域に該当する地域に設置される法律相談センターにあつては、前各号に掲げる要件に加え、複数の市町村での法律相談の開催を予定していること。

第六条の次に次の一条を加える。

（法律相談サービス特別支援対象地域に設置される法律相談センターに関する
援助金）

第六条の二 法律相談サービス特別支援対象地域に設置される法律相談センターについて本会が行う法律相談センター援助は、法律相談センターの運営費に対する援助金を基金から支出して行い、その金額については、申請に係る年度のそれぞれの法律相談開催予定日（申請に係る年度の初日以外の日に法律相談サービス特別支援対象地域に該当することとなつた地域に設置される法律相談センターにあつては、その該当することとなつた日の属する月から申請に係る年度の終わりの月までの法律相談開催予定日をいう。）につき第一号から第三号までに掲げる額を算出して合計した額及び第四号に掲げる額の合計額の範囲内で必要と認める額とする。ただし、一年度当たり五十万円（第三号ただし書に該当する場合にあつては同号ただし書の規定により算出される額と同号本文の規定により算出される額の差額を、第四号に該当する場合にあつては同号の規定により算出される額を、それぞれ五十万円に加えた額）を上限とする。

- 一 法律相談予定時間及び相談担当弁護士の数に三千円を乗じて得た額
- 二 相談担当弁護士ごとのアクセス時間に三千円を乗じて得た額を合計した額
- 三 相談担当弁護士ごとのアクセス時間に二千円を乗じて得た額を合計した額。ただし、離島等交通事情が良好でない地域に設置された法律相談センターに航空機又は船舶を利用して赴く必要がある場合であつて、予想される交通料金の実費の額がその相談担当弁護士のアクセス時間に二千円を乗じて得た額を超えるときは、実費の額
- 四 相談担当弁護士が宿泊を必要とする場合にあつては、年度中の延べ宿泊必要回数に七千五百円を乗じて得た額

第七条第一項中「前二条各号」を「前三条」に改める。

第八条中「又は第六条各号」を「、第六条又は第六条の二」に改める。

第十条中「及び第六条各号」を「、第六条又は第六条の二」に改める。

附 則

第二条第二号イ及び第四号から第八号まで、第四条第一項第一号イ及び第六号（新設）、第六条の二（新設）、第七条第一項、第八条並びに第十条の改正規定は、令和五年四月一日から施行し、令和五年度の援助金の申請から適用する。